

べた施策を講じた。また、波浪や高潮の予測モデルの運用及び改善を行うとともに、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）において最大限有効に利用できるよう海上予報・警報の精度向上及び内容の改善に努めたほか、主に次のことを行った。

ア 船舶に対する気象情報等の提供

（ア）気象・海象に関する情報の提供

気象庁船舶気象無線通報，気象庁気象無線模写通報，海上保安庁の海岸局によるナブテックス放送，NHKによるラジオの漁業気象通報等によって，海上の気象実況及び予報・警報や沿岸及び外洋波浪，海面水温，海流，海氷等の実況及び予想に関する情報を提供した。

（イ）船舶気象通報

沿岸海域を航行する船舶や操業漁船等の安全を図るため，全国各地の主要な岬の灯台等115箇所において局地的な風向，風速，波，うねり等の気象・海象の観測を行い，その現況を無線電話，テレホンサービス，ファクシミリ又はインターネットで提供する船舶気象通報業務を行った。平成16年には，全

国で約521万件のテレホンサービスの利用があった。

また，平成16年度には神戸地区等17地区において，沿岸域情報提供システムの整備を行い，一般船舶やプレジャーボート等に対しても，気象・海象の情報，船舶交通の安全に必要な情報等を，インターネット，携帯電話等を通じて提供した。

イ 気象・海象に関する知識の普及等

海難防止に関する講習会等に職員を派遣するなど，機会をとらえて気象・海象に関する知識の普及や技術指導を行うとともに，エルニーニョ現象の動向に関する情報を報道機関を通じて周知した。

3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者，身体障害者等も含めたすべての利用者が旅客船，旅客船ターミナル，係留施設，マリーナ等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう段差の解消，誘導・警告ブロックの整備等を推進しており，平成16年度は，中田港で船舶乗降時の潮位差による段差の解消を図る浮棧橋を設置する等施設のバリアフリー化を行った。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

1 海難防止思想の普及

海難を防止するためには，海難防止思想の普及・高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図ることが有効であることから，訪船指導，全国各地での海難防止講習会等を通じて，海難防止思想の普及等を行った。また，7月には，官民一体となった全国海難防止強調運動を実施し，海事関係者のみならず広く国民に対して海難防止を呼び掛けた。さらに，各管区海上保安本部では，台風による海難の防止，霧多発時期における海難の防止，自動操舵装置使用中の居眠りによる海難の防止等地域の特性を踏まえた地方海難防止強調運動を実施した。

2 海難再発防止のための調査・分析に基づく安全指導

平成15年の海難船舶について，用途別ではプレジャーボートと漁船による海難が全体の約7割を占め，原因別では，見張り不十分等の人為的要因に起因するものが海難全体の約7割を占めていたことから，16年においては，海難防止講習会や訪船指導等を通じ，海難の発生傾向及び各種船舶の特性を踏まえた海難防止活動を展開した。

平成16年度全国海難防止強調運動においては「一人乗り船舶の安全対策の推進～ライフジャケットの着用推進～」，「国際VHF無線常時聴取等連絡手段の確保」を重点事項として定め，運動を実施

エルニーニョ現象

太平洋東部赤道域のペルー沖から日付変更線にかけての広い海域で，海面水温が平年に比べて高い状態が半年から1年半程度継続する現象

した。

### 3 海難の原因究明結果の活用

海難審判の結果明らかになった個々の海難の原因や実態について、テーマごとに詳細な分析を行い、同種海難の防止策を提言する「海難分析集」をとりまとめて海事関係者に提供するほか、海難審判の裁決事例と防止策を紹介する情報誌を隔月で発行しており、これらを活用した海難防止に関する講習会等を実施し、海難防止思想の普及に努めた。

### 4 各種船舶の特性に応じた安全指導

#### (1) 危険物積載船舶

タンカー等危険物積載船の乗揚げ海難の防止、危険物荷役時の安全確保等に重点を置いた安全指導を

行った。

#### (2) 旅客船

旅客船の海難は、多数の乗客等に危険が及ぶ可能性が高いことから、海上交通関係法令や運航管理規程の遵守、緊急時の避難・救助訓練の実施等について指導を行った。

### 5 民間組織の指導育成

海難防止思想の普及と海難防止対策の一層の実効を期すため、(社)日本海難防止協会、(財)日本海洋レジャー安全・振興協会等の民間団体の行う活動が積極的かつ円滑に推進されるよう、その指導・育成の強化に努めるとともに、海難防止に関する民間組織の充実強化を図った。

## 第3節 船舶の安全な運航の確保

### 1 船員の資質の向上

「1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」(STCW条約)に対応した船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭26法149)に基づく5年ごとの海技免状の更新制度により、一定の乗船履歴又は講習の受講等を要求し、船舶職員の知識・技能の維持及び最新化を図った。

また、独立行政法人海技大学校、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所において、社会的ニーズを反映した教育課程の再編や柔軟な対応を図る等、効果的・効率的な業務運営に努めた。

さらに、船舶の安全な運航を確保するため、船員法(昭22法100)に基づき、発航前検査の励行、操練の実施、航海当直体制の確保、船内巡視制度の設定、救命設備の使用方法に関する教育・訓練等について指導を行うとともに、これらの的確な実施を図るため、船員労務官による監査、指導を行った。

### 2 船舶の運航管理の適正化等

#### (1) 旅客船事業者に対する指導監督の充実強化

事業者に対して、法令及び運航管理規程の遵守、教育訓練の実施、運航管理体制等について指導を行

うとともに、船員労務官、船舶検査官等、他執行官との連携を強化し、多角的な観点から監査を行った。

#### (2) 運航管理者等に対する研修等の充実

運航管理者や乗組員に対する研修については、受講者の運航管理に関する知識、意識の向上を図るため、事故事例の分析結果を活用する等により、研修内容の充実を図った。

#### (3) 海上タクシー等の運航管理の指導監督

海上タクシー等旅客定員12名以下の船舶による旅客運送を事業として行う者等に対する監査を徹底し、運航管理規程の策定とその遵守について指導監督を行った。

また、外航旅客船事業についても乗船監査し、運航管理規程の遵守について指導監督を行った。

#### (4) 事故再発防止対策の徹底

旅客運送事業に関して事故が発生した場合は、その原因の究明に努め、事業者の運航管理体制等に根本的な問題があることが判明した場合等は、事業者に対し、抜本的な再発防止対策を策定させ、その徹底を指導した。

また、事故の状況、様態や発生頻度により、必要